柏原市立堅下北スポーツ広場

指定管理者　募集要項

令和２年６月

柏原市教育委員会

目　　次

１	指定管理者選定の目的	Ｐ３
２	対象施設の概要	Ｐ３
３	施設の設置目的	Ｐ３
４	業務の範囲及び内容	Ｐ３～Ｐ６
５	募集に際しての基本条件	Ｐ６～Ｐ９
６	応募の手続	Ｐ９～Ｐ１１
７	応募にあたっての提出書類	Ｐ１１～Ｐ１２
８	指定管理者候補者の選定	Ｐ１２～Ｐ１３
９	指定管理者の指定	Ｐ１４
１０	協定の締結	Ｐ１４～Ｐ１６
１１	問い合わせ先	Ｐ１６
	資料１	Ｐ１７
	平面図	Ｐ１８
	資料２	Ｐ１９

柏原市立堅下北スポーツ広場指定管理者募集要項

１　指定管理者選定の目的

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、議会の議決を経て指定管理者となることで、指定管理者に使用許可の権限など、基本的な施設管理権が付与される制度です。本制度の導入により、指定管理者の柔軟な発想に基づいて、よりよい市民サービスの提供を目指し、経費節減と施設の効率的運営の推進が図られるなど、主体的な創意工夫に満ちた施設の管理運営を期待するものです。

柏原市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、柏原市立堅下北スポーツ広場の設置目的をより効果的に達成するため、令和３年４月１日から利用料金制の指定管理者制度を導入します。

２　対象施設の概要

（１）グラウンド
（２）多目的広場
※（１）から（２）を総称して柏原市立堅下北スポーツ広場（以下「スポーツ広場」という。）
※　対象施設の概要は、資料１　平面図　を参照してください。

３　施設の設置目的

スポーツ広場は、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の心身の健全な発展に寄与するため設置しています。

４　業務の範囲及び内容

（１）管理運営方針

指定管理者の創意工夫による利用者に対する質の高いサービス提供を期待します。なお、指定管理者には次の内容を理解の上、遵守していただきます。

① 運営目標

スポーツ広場の設置目的を理解の上、適切な管理運営を行うこと。

② 管理運営方針

市民サービスの向上を第一に考え、多様な市民ニーズに応えるため、常に利用者の意見や要望を聴取し、管理運営に反映すること。

③ 施設の維持・保存の方針

スポーツ広場の位置、機能、特性を十分に把握した上で、スポーツ広場を清潔かつその機能を正常に保持し、利用者の快適かつ安全な利用を図るよう適正な維持・保存を行うこと。

④スポーツ広場の開場時間・休場日

※資料１を参照してください。

⑤その他

市の公の施設として、市が推進している公の施設改革の取組に協力していただきます。

（2）管理運営業務の内容

①施設及び設備の維持管理に関する業務

スポーツ広場を安全で快適に利用していただくための維持管理、各種設備保守点検、修繕、草刈等の管理などを行う業務です。

②利用許可に関する業務

グラウンドの利用申込みなどに対して、条例や規則に基づいて利用の許可を与える業務です。

③利用申込みに係る利用料金の徴収に関する業務

利用の許可（利用許可書の発行）にあたり、利用料金を徴収する業務です。

※令和３年３月３１日以前において、旧管理者が受付けた予約及び年間利用調整により許可した大会などは引き継ぐこととし、管理者の変更により利用者が不利益を被らないようにしてください。

④スポーツ広場を活用した体育・スポーツの振興・推進に関する事業

体育・スポーツの振興・推進に関する事業の実施にあたっては、教育委員会と協議、調整を行なってください。

⑤その他、上記業務に付随した業務及び教育委員会が必要と認める業務

※具体的な内容は別添「管理運営業務仕様書」を参照してください。

※業務内容の詳細については協議の上、協定で定めます。

⑥指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わすことはできません。なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に教育委員会との協議が必要です。

（3）指定管理者に係る権限

①グラウンドの利用の承認及び取消しの権限

グラウンドの利用の承認及びその取消しにあたっては、スポーツ広場の条

例及び条例施行規則に基づき、公正かつ透明な手続きのもと行ってください。

②自主事業の実施

スポーツ広場の設置目的等を損なわない範囲で、指定管理者自らが体育・スポーツ事業について、自主的にサービスを提供することができます。指定管理者の独自の発想による創意工夫にあふれた新規事業を提案してください。その場合は、教育委員会と協議するものとし、その事業に係る経費については指定管理者が負担するものとします。

③施設・設備の改修・整備

スポーツ広場の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間満了時（指定管理期間の満了後、引き続き指定管理者として管理にあたる場合を除く）、または指定を取り消されたときに、原状回復することを条件に、指定管理者が自主的に施設・設備の一部を変更、改修、整備していただくことは可能です。ただし、その場合は、事前に教育委員会と協議してください。

原状回復にかかる経費は指定管理者の経費とします。

（４）管理運営に係る法令の遵守

市の公の施設であるスポーツ広場の管理運営を行うにあたり、関係法令、条例等の規定を遵守してください。

（５）事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後６０日以内に、スポーツ広場の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出してください。

ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して３０日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければなりません。

①管理業務の実施状況

②利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由

③利用料金の収入実績

④管理経費の収支状況

⑤その他、スポーツ広場の管理実態を把握するために教育委員会が必要と認める事項

（６）モニタリングの実施

指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、本市の「指定管理者制度導入施設のモニタリング指針」に基づき、モニタリングを行います。

（７）事業計画書等の提出

指定管理者は、毎会計年度末までに、次年度に予定する事業計画書、収支計画書、管理体制計画書を作成し、教育委員会に提出してください。

（８）事業進捗状況報告書の提出

事業の進捗状況については毎月ごとに提出してください。報告内容については、教育委員会と協議してください。

（９）業務報告の聴取等

スポーツ広場の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理運営業務及び経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うものとします。

（10）人員体制

①スポーツ広場の管理運営に必要な知識・経験と力量を有し、正社員又は準ずる者を総括責任者（場長）として１名は配置してください。

②スポーツ広場に AED 取扱資格保有者を配置してください。

５　募集に際しての基本条件

（１）申請者資格

①法人その他の団体であること。（法人格は必ずしも必要ではありませんが、個人では申請することができません。）

②地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

③会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続きの申立てがなされた場合は、更正手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

④国税及び地方税を滞納していないこと。

⑤私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行っていないこと。

⑥指定申請書提出期限の日において、柏原市入札参加資格業者指名停止要綱による指名停止処分又はこれに準じる措置を受けていないこと。

⑦指定申請書提出期限の日から起算して過去４年間において、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２４条の２第１１項の規定による指定の取り消しを受けていないこと。

⑧柏原市暴力団排除条例（平成２５年柏原市条例第２７号）第２条第６号に規定する暴力団、同条第７号に規定する暴力団員又は同条第８号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者の統制下にない法人又は団体で

あること。
⑨施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できるために必要な資格等を有していること。

（2）指定管理者として果たしていただくべき責務

指定管理者に指定された場合、スポーツ広場の管理・運営を行うにあたり、次の①から⑪について、遵守していただくことになります。

①平等・公平な取扱い

スポーツ広場は、市民の福祉を増進させる目的を持ってその利用に供するための「公の施設」であり、その利用に際しては平等かつ公平な取扱いをしてください。また、「正当な理由」がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

②守秘義務

スポーツ広場の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために利用することはできません。指定期間が終了した後も同様です。

③個人情報の保護について

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、柏原市個人情報保護条例の規定が適用されます。個人情報の取扱いに関する管理規定を定めるなど、個人情報の保護対策を十分に行ってください。

④情報公開について

指定管理者は、スポーツ広場の管理業務により保有することとなった文書の公開について、柏原市情報公開条例（平成１２年柏原市条例第２３号）の規定に基づき市の機関が行う行政文書の公開に関する施策に留意しつつ、市の施策に準じた措置を講ずるものとします。

⑤労働関係法令の遵守

指定管理者は、スポーツ広場の管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、労働関係法令を遵守してください。

⑥人権研修の実施

指定管理者は、スポーツ広場の管理業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

⑦障害者法定雇用率の達成への取組み

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課しています。応募段階で障害者法定雇用率を達成できていない場合は、障害者雇入れ計画に基づき、当該

管理施設における雇用を中心に誠実に履行してください。

⑧防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。また、地震などの災害や事件などの危機事象の発生時において、教育委員会をはじめ警察・消防等との連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立してください。大規模な災害が発生した場合は、市の災害対策に協力してください。

⑨市及び教育委員会等が実施する事業への協力

市及び教育委員会等がスポーツ広場において実施する事業については、積極的に支援、協力してください。

⑩環境問題への取組み

地球規模の環境保全のため、市が取り組んでいる省エネルギー、省資源等への取組みに協力してください。

⑪調査・報告への協力

スポーツ広場に係る市及び教育委員会、府、国等が実施する各種調査・報告については、速やかに対応してください。

⑫新型コロナウィルス感染症（COVID-19）　拡大防止対策の実施

新型コロナウィルス感染症拡大防止に向けた取組を実施する必要があるので、各省庁が作成している業種別ガイドラインに沿った取組や新しい生活様式への対応等の積極的な実施を行ってください。

（３）指定予定期間

令和３年４月１日から令和５年３月３１日まで（２年間）とする。ただし、柏原市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第１１条に基づき、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

なお、議会の議決後、教育委員会が指定した日に確定するものとします。

（４）指定管理料

①スポーツ広場は、利用料金制を採用しています。指定管理者は、利用料金、自主事業等、その他からの収入、及び市が指定管理者に支払う経費（指定管理料）によって、施設の管理運営費を賄っていただきます。

施設の管理運営費には、人件費、施設管理費（電気料金、ガス料金、清掃、設備の整備点検等に係る経費及び３０万円未満の修繕費）、施設運営費並びに事務費等が含まれます。

②スポーツ教室、その他の自主事業による収入として収受していただきますので、創意工夫し増収に努めてください。

※自動販売機の設置については１台当たり１ヶ月４，５００円の電気料金を

現設置業者より徴収することができます。（金額については、変動することもあります。）

③指定期間中の指定管理料は、指定管理者が事業計画に基づいて管理運営業務を行うにあたって、教育委員会が適切であると認める金額の範囲とし、具体的には、毎年度ごとに締結する年度協定書で定めるものとします。

なお、各年度の指定管理料については最終的に議会の承認により決定されますが、指定管理料は各年度７５５万円を予定上限額とします。

原則、指定管理料は精算しません。

② 応募にあたっては、効率的な運営や経費節減等に努めて収支予算書を作成し、上記金額を下回る積極的な指定管理料の提案をお願いします。選定にあたり、市民サービスの向上を図る事業計画の提案や職員の適切な人員配置、勤務体制等、施設管理を安定して行うことができる運営計画の提案とともに重要な選定基準として審査します。

（５）指定管理者と教育委員会の責任分担

管理運営業務に関する責任分担については「責任分担表」資料２のとおりとします。

（６）提案内容等の遵守

提案内容及び指定管理者として果たしていただくべき責務について、誠実に履行しない場合は、教育委員会がその履行を請求することができる。

６　応募の手続き

（１）募集要項の配布及び場所

① 募集要項の配布期間

令和２年６月２６日（金）～令和２年７月３日（金）

（ただし、土・日曜日除く。）午前９時～午後５時１５分まで

※柏原市ウェブサイトからダウンロードできます。

http://www.city.kashiwara.osaka.jp/

② 配布場所

〒５８２－０００３

柏原市堂島町１―２２

柏原市教育委員会教育部スポーツ推進課

電　話　　０７２－９７２－１６８９（直通）

ＦＡＸ　　０７２－９４０－６１２０

Ｅ－Mail　sports@city.kashiwara.osaka.jp

（2）説明会と施設見学会

日　時　令和２年７月９日（木）　午後１時～２時３０分頃まで
なお、当日は開催５分前までにお越しください。また、本募集要項をご持参ください。

内　容　スポーツ広場見学会を中心とし、募集要項記載事項の補充的な説明のみとします。

場　所　柏原市法善寺４－３０６　柏原市立堅下北スポーツ広場（応募状況により会場変更を行う事があります。）

対象者　本募集への応募を検討している法人等

参加者　１応募予定者につき２名までとします。

参加を希望する場合は令和２年７月６日（月）まで（ただし、土・日曜日及び祝日は除く。）の午前９時～午後５時までに６－（１）－②の「配布場所」に記載する場所へ「説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、持参、郵送（参加申込期間内必着）、電子メール又はファクシミリで提出して下さい。
※送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。

※説明会及び施設見学会への参加が応募の条件となります。

（3）質問と回答

本要項及び本業務仕様書の内容に不明な点がある場合は、スポーツ推進課に質問票に必要事項記入の上、郵送（質問受付期間内必着）、電子メール又はファクシミリで提出してください。

※送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。

※なお、電話など口頭による問い合わせ及び回答は一切行いませんのでご了承ください。

質問受付期間　令和２年７月１３日（月）～令和２年７月１６日（木）
午前９時～午後５時１５分まで

質問の回答　質問の回答は、質問者及び説明会参加者全員に電子メールにて連絡します。また、公表事項は質問内容及びその回答とし、質問者名は表示しません。
回答日　令和２年７月２１日（火）

（４）提出期間及び提出場所・方法

提出期間　　令和２年８月３日（月）～令和２年８月６日（木）
　　午前９時～午後５時１５分まで
提出場所　　柏原市教育委員会教育部スポーツ推進課
提出方法　　スポーツ推進課窓口へ持参による提出

（５）その他

応募資格を有さないと認められる方からの質疑や、説明会・施設案内への出席は、お断りすることがあります。

７　応募にあたっての提出書類

（１）提出書類

応募にあたっては、以下の書類をスポーツ推進課に提出してください。

なお、提出書類中、事業計画には、柏原市立堅下北スポーツ広場評価基準等を踏まえたうえで、設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。作成にあたっては柏原市立堅下北スポーツ広場評価基準にそって作成してください。

①指定管理者指定申請書　様式第１号（第３条関係）
②事業計画　様式第２号①
③事業計画の内容　様式第２号②１，②２，②３，②４
④事業実施計画書　様式第２号③
　指定期間に属する各年度について作成してください。
⑤自主事業実施計画書　様式第２号④
⑥管理運営に関する収支予算書　様式第３号①
　指定期間に属する各年度について作成してください。
⑦市指定事業実施予算書　様式第３号②
　指定期間に属する各年度について作成してください。
⑧自主事業実施予算書　様式第３号③
　指定期間に属する各年度について作成してください。
⑨誓約書　様式第６号
⑩法人等の概要を示す書類
ア　法人にあっては定款その他の基本約款及び登記事項証明書。法人以外の団体にあっては、会則、役員名簿等その団体を証明するもの。
イ　申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録。ただし、新たに設立する法

人又は設立初年度の法人にあっては、収支予算書又はこれに類する書類

ウ　法人その他の団体及びその代表者が法人税又は所得税、消費税、地方消費税、市町村民税及び固定資産税の滞納がないことを証明する書類

エ　代表者又は役員その他これらに準ずるものの履歴書

オ　従業員を雇用している団体にあっては、労働者災害補償保険に加入していることを証する書類

カ　その他市長が必要と認める書類

（2）複数の法人等が共同して応募する場合

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表者を定め「事業計画書」にその旨を明記してください。この場合７－（１）－⑩「法人等の概要を示す書類」は、すべての事業者について提出するとともに「グループ構成員によるグループ代表者への委任状」を提出してください。

なお、単独で応募した法人等は、グループでの応募の構成員になることはできません。

また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

応募書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

（3）提出部数

正本１部と、各写し９部を提出してください。

（4）提出書類の返却

理由の如何を問わず返却しません。

（5）提出書類の不備

不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

（6）提案内容の公表

必要に応じて、提案内容の概要を公表することがあります。

8　指定管理者候補者の選定

（1）選定方法

指定管理者選定委員会において第１次審査（書類審査）と第２次審査（プレゼンテーション審査）を行い、最高点を得た者を指定管理候補者として決定します。

① 第１次審査（書類審査）

応募団体から提出された事業計画等に基づき、組織体制や財務状況等の審査を行います。

ア） １次審査項目点の満点の６割を満たない場合や、指定管理料の提示額が本要項で定めた上限額を超えている場合、第２次審査の相手方と認めないものとします。

イ）応募団体が１団体のみであっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

ウ）第１次審査の審査結果は、応募者に対して速やかに通知します。

② 第２次審査（プレゼンテーション審査）

第１次審査を通過した応募団体が事業計画等に基づき、プレゼンテーションを行い、質疑応答の上、施設のサービス向上や効果的な管理運営、市施策との整合性等について審査を行い、優先候補者及び次点候補者の選定を行います。

ア）総合評価点の満点の６割に満たない場合は、指定管理候補者の相手方と認めないものとします。

イ）最高点の者が２者以上となった場合は、選定委員の協議により決定するものとします。

ウ） １団体のプレゼンテーション出席者は原則２名以内とします。

エ） １団体のプレゼンテーション時間は１５分、質疑応答時間は１５分の計３０分とします。

オ）プロジェクター等の映像機器を使用し、プレゼンテーションを行うことは可能です。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備したものを利用していただくことも可能です。

（２）選定基準

柏原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第４条の規定に基づくものとします。

（３）審査結果

選定委員会の審査結果については、応募者に対して速やかに通知します。

（４）仮協定の締結

指定管理者の候補者選定後、優先候補者と細目について協議し、協議成立後、仮協定を締結します。

（5）次点候補者との交渉

優先候補者は、教育委員会との交渉優先権を有しますが、交渉の過程において委託の困難性等が明らかになったときや協議が成立しない場合、教育委員会は次点候補者と協議を行います。

（6）再度の選定について

次の場合は、再度の選定を行なう場合があります。

①応募がなかった場合

②応募があったものの、いずれも適切な提案ではなく、候補者が選定できない場合

③選定の結果を通知した後に次の事情で指定管理者に指定できない場合

ア　議会において指定議案が否決されたとき。

イ　指定管理予定候補者が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力や存在をなくしたとき。

ウ　応募資格がなかったことが判明したとき。

エ　指定管理予定候補者が提出した書類の内容に虚偽のあることが判明したとき。

9　指定管理者の指定

指定管理者の候補者選定後､地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、柏原市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を提案し、可決された場合、指定管理者として指定されます。なお、議決を受けることができなかった場合や否決された場合においても、候補者が本件に関して支出した費用等については補償しません。

１０　協定の締結

協定については、教育委員会と指定管理者が協議を行った上で、基本協定を締結します。基本協定の発効により、令和３年度から令和４年度まで、単年度毎に年度協定を締結します。

（1） 基本協定

１　目的

２　公共性の趣旨の尊重

３　信義誠実の義務

４　管理物件

5　指定期間
6　管理運営業務の内容等
7　管理運営業務の実施
8　業務主任者の配置
9　指定管理料
10　利用料金収入の取り扱い
11　剰余金の取り扱い
12　権利義務の譲渡等
13　全部委託等の禁止
14　法令上の責任
15　原形変更の承認
16　リスク負担
17　緊急時対策等
18　暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務
19　誓約書の徴収
20　秘密の保持
21　個人情報の保護
22　個人情報の秘密の保持
23　収集の制限
24　利用及び提供の制限
25　適正管理
26　従事者への周知
27　複写等の禁止
28　資料等の返還等
29　自主事業の実施
30　情報公開
31　事業計画書等の作成及び提出
32　事業報告書の作成及び提出
33　検査
34　業務報告の聴取等
35　指定管理者による指定取消しの申し出
36　指定の取消し等
37　指定管理料の返還
38　業務の引継ぎ等
39　原状回復義務
40　損害の賠償
41　保険

42　不可抗力発生時の対応
43　不可抗力によって発生した費用等の負担
44　不可抗力による一部の業務実施の免除
45　管理運営業務内容の変更等
46　目的外使用
47　裁判管轄
48　消費税及び地方消費税
49　協定外の事項

（２）年度協定書

1　目的
2　管理運営業務内容
3　指定管理料
4　指定管理料の支払い
5　消費税及び地方消費税
6　疑義等の決定

（３）引継ぎ

① 指定期間前（令和３年３月３１日以前）の事務引継ぎ

指定期間の始期から円滑かつ支障なく指定管理業務が実施できるよう、旧管理者との引継ぎを必要に応じ、随時行うものとします。

なお、引継ぎに係る必要な費用は、指定管理者の負担となります。

②指定期間満了前（令和５年１月～３月）の事務引継ぎ

次期指定管理者との事務引継ぎを義務付けます。

③指定期間満了時における施設利用予約の前受金の受渡し

指定期間中に予約受付時に受け取った利用料金で、その利用が指定期間後であるものについては、新指定管理者による初年度の事業収入とするため、指定期間終了後、速やかに返還してください。

１１　問い合わせ先

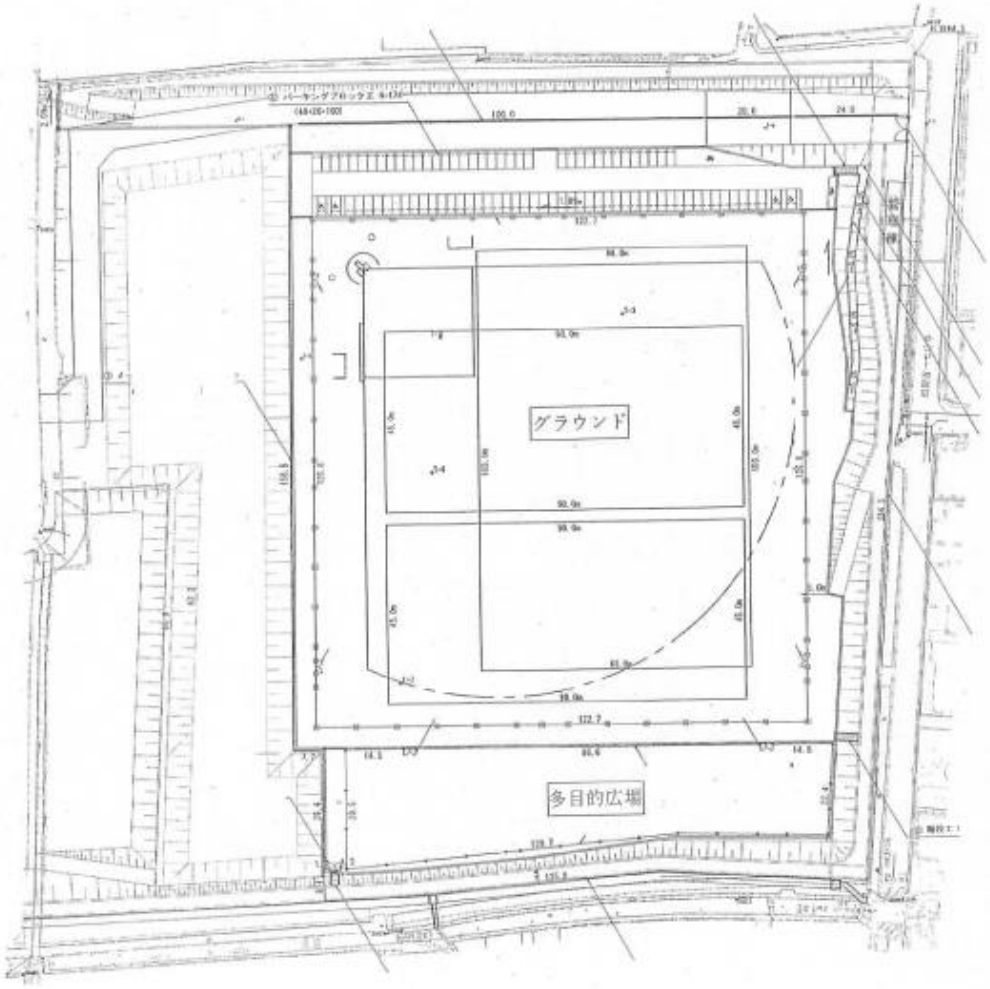
〒５８２－０００３
柏原市堂島町１－２２
柏原市教育委員会　教育部　スポーツ推進課
電　　話　　０７２－９７２－１６８９
Ｆ　Ａ　Ｘ　　０７２－９４０－６１２０
Ｅ－Mail　　sports@city.kashiwara.osaka.jp

資料１

１．　施設の概要及び開場時間・休場日

所在地	柏原市法善寺４－３０６
開設年月日	平成３１年４月１日
敷地面積	28,057 ㎡　グラウンド（15,600 ㎡）、多目的広場（3,000 ㎡）
仕　　様	クレー
グラウンド利用種目	硬式野球（中学生以下）、軟式野球、ソフトボール、サッカー等
多目的広場利用種目	キャッチボール、サッカー、バドミントン等 （金属・木製バット、ゴルフクラブの使用は禁止）
付帯施設	事務室１、更衣室２（男女別）、トイレ２（男女別）、倉庫１
開場時間	午前９時から午後５時 ４月１日から９月３０日の間は平日：午前９時から午後６時 日曜日、土曜日、祝日：午前８時から午後６時
休場日	１２月２９日から翌年１月３日
駐車場	８９台（内４台障がい者用）、駐輪場２カ所

柏原市立堅下北スポーツ広場平面図



柏原市と指定管理者との責任分担表

資料2

項　　目		No.	リスク分担の内容	責任分担	
				柏原市	指定管理者
募集要項、仕様書		1	募集要項、仕様書等、市が作成した内容の誤り、変更に関するもの	○	
応募		2	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
		3	応募費用に関するもの		○
制度関連		4	法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもので本施設に特別に影響を及ぼすもの	○	
		5	上記以外の法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもの		○
住民対応		8	本施設の設置・運営等に対する住民要望及び訴訟への対応	○	
		9	指定管理者が行う業務に関する苦情・要望等への対応		○
第三者賠償		12	指定管理者の責めに記すべき事由により第三者（利用者を含む）に損害を与えた場合		○
		13	上記以外の事由によるもの	○	
債務不履行		14	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
		15	市の方針変更、議会の不承認、その他手続の遅延などによるもの	○	
不可抗力		16	風水害・地震・津波等などの自然災害、テロ・暴動など当事者が制御できない人為的な事象に起因して生じた損害及び事業履行不能	○	
施設損傷	修繕等費用	17	施設の劣化及び特定できない第三者による行為（３０万円以下）		○
		18	施設の劣化及び特定できない第三者による行為（上記以外のもの）	○	
		19	指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等による施設の損傷		○
		20	市の責めによる事故・火災等による施設の損傷	○	
		21	施設の瑕疵によるもの	○	
		22	指定管理者が善管注意義務を怠っていた場合		○
	修繕等施工	23	３０万円以上の修繕	○	
		24	３０万円未満の修繕等（基幹部分は協議）	※	※
		25	３０万円未満の修繕等（施設の経年劣化による施設・設備・外構の維持補修、備品の経年による劣化も含む。）		○
要求水準仕様未達		26	指定管理者の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合・未達		○
		27	市の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達	○	
維持管理		28	指定管理者の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの		○
		29	市の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの	○	
備品等の損傷		30	指定管理者の責めに帰すべき事由による備品等の損傷・滅失		○
		31	市の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失	○	
		32	経年劣化によるもの（指定管理者が設置したもの）		○
		33	経年劣化によるもの（市が設置したもの）	○	
情報管理		34	指定管理者の責めに帰すべき個人情報等の外部流出		○
		35	市の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出	○	
施設の停止、中止		36	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなくなった場合		○
		37	市の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなくなった場合（施設の瑕疵によるものを含む）	○	
事業運営		38	指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○
		39	市の事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○	
利用者対応		40	指定管理者の業務範囲内のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
		41	上記以外の利用者からの苦情及び利用者間のトラブルへの対処	○	

※柏原市と指定管理者の協議事項

（注）基幹部分とは、建物本体（壁、柱、床、はり、屋根及び階段で構造上重要な構造物）及び設備機器をいう。